

電波監理審議会（第922回）議事要旨

1 日 時

平成19年9月12日（水）15：00～

2 場 所

総務省会議室（10階1002会議室）

3 出席者（敬称略）

(1) 電波監理審議会委員

羽鳥 光俊（会長）、井口 武雄（会長代理）、小舘 香椎子、濱田 純一

(2) 電波監理審議会審理官

西本 修一

(3) 幹事

石田 修司（総合通信基盤局総務課課長補佐）

(4) 総務省

寺崎総合通信基盤局長、田中電波部長、小笠原情報通信政策局長 他

4 議 事 模 様

(1) 電波法施行規則及び無線設備規則の各一部を改正する省令案について

（19. 7. 11諮問第23号）

広帯域移動無線アクセスシステムに係る高利得FWAシステムの導入、5GHz帯無線アクセスシステムの登録局の開設可能区域の拡大及びDSRCシステムの高度化に係る標記省令案について、意見の聴取の手続を主宰した審理官から提出された意見書（参照：第430回電波監理審議会意見の聴取意見書）及び調書に基づき審議した結果、おおむね適当であるが、無線設備規則の一部を改正する省令案のうち、広帯域移動無線アクセスシステムに係る人体頭部における比吸収率の許容値については、利用形態を勘案した規定方法に修正することが適当である旨の意見を付して答申した。

(2) 広帯域電力線搬送通信設備の型式指定処分に係る異議申立ての付議について

（付議第4号）

平成19年9月12日付けで付議された、総務大臣が行った平成19年総務省告示第349号及び平成19年総務省告示第439号により告示された広帯域電力線搬送通信設備

の型式指定に係る異議申立てについて、総務省から次のとおり説明があった。

なお、本件は、電波法の規定により、当審議会において審理を行う必要があるため、審議した結果、本件審理を主宰する審理官として西本修一を指名した。

○ 総務省の説明

本件は、平成19年3月23日付け、平成19年5月16日付け及び平成19年7月11日付けで電波監理審議会に付議した広帯域電力線搬送通信設備の型式指定処分に関する異議申立てと類似の案件である。今般、新たに平成19年6月20日付けと平成19年8月1日付けで官報告示された広帯域電力線通信設備の型式指定について、その取消しを求める異議が申し立てられたものである。

まず、異議申立ての年月日については、平成19年8月6日に異議申立てがなされたものであり、異議申立人は付議第1号から付議第3号までと同様、115名である。

異議申立てに係る処分については、平成19年6月20日付け及び平成19年8月1日付けで官報で告示された型式指定の処分、合計15件である。

異議申立ての趣旨等については、付議第1号から付議第3号までと同様であるが、今回の異議申立てに係る提出書類には前回の異議申立てと同様、証拠説明書等が添付されていない。

これに基づき、総務省で審査した結果、異議申立人の申立資格、代表者等の資格の証明並びに記載事項のうち異議申立人の住所、異議申立てに係る処分及び異議申立てに係る処分があったことを知った年月日を除いて「適」としている。異議申立人の申立資格については、総務省としては、電波監理審議会の審理の中で釈明を求めていきたいと考えているため、審査留保としている。また、代表者の資格証明並びに記載事項のうち異議申立人の住所、異議申立てに係る処分及び異議申立てに係る処分があったことを知った年月日については、不備部分について補正を求めているが、補正後の文書がまだ提出されていないため、審査留保としている。しかし、補正を求めている内容が審理を行う上で、実質的な支障を生じさせるものではないため、電波法第85条に基づき、電波監理審議会の議に付するものである。

(3) 広帯域電力線搬送通信設備の型式指定処分に係る異議申立ての付議について

(付議第5号)

平成19年9月12日付けで付議された、総務大臣が行った総務省告示第146号により告示された広帯域電力線搬送通信設備の型式指定処分に係る異議申立てについて、総務省より以下のとおり説明があった。

なお、本件は、電波法の規定により、当審議会において審理を行う必要があるため、審議

した結果、本件審理を主宰する審理官として西本修一を指名した。

○ 総務省の説明

本件は、広帯域電力線搬送通信設備に係る異議申立ての内容としては3点あり、1点目は平成19年3月19日に官報掲載された光ネットワークス社製造CNC-1000の広帯域電力線搬送通信設備の型式指定の取消しについて、2点目は、処分の根拠となった電波法施行規則第46条第1項第5号及び第46条の2第1項第5号に定める広帯域電力線搬送通信設備の技術基準並びに総務省告示第519号及び第520号の内容の是正について、3点目が技術基準の是正が完了するまで同技術基準を根拠とした同様の型式指定処分を行わないことを求めている。電波法及び行政不服審査法に基づき総務省において審査した結果、2点目及び3点目については却下し、1点目についてのみ付議したものが本件である。

異議申立ての年月日については、平成19年5月15日に異議申立てがなされたものであり、異議申立人は個人1名となっている。

異議申立ての趣旨等については、異議申立人が型式指定処分の取消しを求めている機器について実際に使用した結果、当該機器が電波法施行規則第46条の2第1項第5号で想定されている広帯域電力線搬送通信設備の漏洩電界の値を20dB以上上回る値が観測されたため、当該機器が技術基準を満たしていないことをもって、当該機器の型式指定処分の取消しを求めるものである。

これに基づき、総務省において審査した結果、異議申立人の申立資格を除き、「適」としている。異議申立人の申立資格については、異議申立人は放送受信者として申し立てているが、申立人はアマチュア無線局の免許人でもあることから、今後具体的な利益について事実関係が明らかになる可能性もあることから、総務省としては、電波監理審議会の審理の中で釈明を求めていきたいと考えているため、審査留保としている。

(4) 電波法施行規則及び無線設備規則の各一部を改正する省令案について

(諮問第29号)

携帯電話用及びPHS用小電力レピータの導入に係る省令案について、次のとおり総務省より説明及び質疑応答があった。

なお、本件については、電波法第99条の12第1項により意見の聴取が義務付けられており、意見の聴取の手続を主宰する審理官として西本修一を指名した。

ア 総務省の説明

携帯電話用及びPHS用小電力レピータとは、携帯電話等の電波が届きにくい場合に携帯電話等の基地局から発信される電波を中継する中継装置のことであるが、近年、無線局免許を受けない不法な中継局が多数でてきており、それに伴い混信を受ける事案が生

じている状況にある。それを受け、本年1月から情報通信審議会において技術的な条件について検討が行われ、本年7月に答申をいただいたため、本答申を踏まえ関係省令を改正するものである。

イ 主な質疑応答

- ・ 免許と登録の違いは何か、との質問に対し、無線局は原則免許であるが、免許手続の簡素化を図る観点から、携帯電話のような包括免許や本件のPHS用小電力レピータのような登録という形にしている、との回答があった。

(5) 無線局（放送局を除く。）の開設の根本的基準の一部を改正する省令案について

(諮問第30号)

広帯域移動無線アクセスシステムにおける開設計画について計画認定後も開設指針の趣旨に照らして適切な運用を確保するための措置に係る無線局（放送局を除く。）の開設の根本的基準の一部を改正する省令案について、総務省より以下のとおり説明があった。

なお、本件については、電波法第99条の12第1項により意見の聴取が義務付けられており、意見の聴取の手続を主宰する審理官として西本修一を指名した。

○ 総務省の説明

7月11日に電波監理審議会より答申いただいた広帯域移動無線アクセスシステムの特定基地局の開設指針について、本指針に基づいて申請された開設計画を総務大臣が認定し、認定を受けた者は認定計画に従って特定基地局の免許を受けることとなる。しかしながら、開設計画認定後に開設指針に基づかない変更を行う可能性があることから、無線局の免許及び再免許の審査に際し、そのような変更を行うことができなくなるよう無線局（放送局を除く。）の開設の根本的基準を改正するものである。

(6) 周波数割当計画の一部変更案について

(諮問第31号)

地上テレビジョン放送のデジタル化完了に伴う周波数割当計画の一部変更について総務省より以下のとおり説明及び質疑応答があった。

なお、本件については、電波法第99条の12第2項により意見の聴取を任意で行うこととなったため、意見の聴取の手続を主宰する審理官として西本修一を指名した。

ア 総務省の説明

平成23年に地上テレビジョン放送のデジタル化が完了することとなるが、それによりVHF/UHF帯に空き周波数が生ずることになる。そこで大規模な周波数の再編として、本年6月に情報通信審議会から「VHF/UHF帯における電波の有効利用のための技術

的条件」について一部答申をいただいたため、本答申を踏まえ、周波数割当計画の一部を変更するものである。

変更の概要については、VHF帯の90MHzから108MHzまで及び205MHzから222MHzまで周波数帯を移動体向けのマルチメディア放送等の「放送」で、170MHzから205MHzまでの周波数帯を安全・安心な社会の実現等のためにブロードバンド通信が可能な「自営通信」で、730MHzから770MHzまでの周波数帯を需要の増大により周波数の確保が必要となる携帯電話等の「電気通信」で、710MHzから730MHzまでの周波数帯のうち10MHz幅をより安全な道路交通社会の実現に必要な「高度道路交通システム（ITS）」で使用できるようにするものである。

イ 主な質疑応答

710MHzから730MHzまで及び730MHzから770MHzまでの陸上移動用の周波数帯域について変更時期が他の周波数帯域よりも1年遅い平成24年になっているのは何故か、との質問について、当該周波数帯域については、アナログ放送とデジタル放送とでサイマル放送を行うため使用するもので、アナログ放送については平成23年7月に当該周波数帯域から退去することになるが、デジタル放送については、平成23年7月から平成24年7月の1年をかけて710MHz以下に変更することとなっているため、710MHzから770MHzの周波数帯については平成24年7月としている、との回答があった。

(7) 日本放送協会のモバイル放送株式会社に対し番組を提供する業務の認可について

(諮問第32号)

日本放送協会のモバイル放送株式会社に対し番組を提供する業務の認可について、次のとおり総務省より説明及び質疑応答があり、審議の結果、適当である旨答申した。

ア 総務省の説明

モバイル放送株式会社は、2.6GHz帯の周波数を使用して衛星を通じ音声、音楽、映像を提供する我が国初の移動体向け衛星デジタル放送の事業者である。

本件は、日本放送協会がモバイル放送株式会社に対し、1日8時間程度のニュース、スポーツ中継及びその他の一般番組の他、非常災害時における災害情報について提供する業務についての認可申請があったものである。

モバイル放送株式会社は、平成16年に放送を開始し、サービス開始4年と未だ立上げの段階にあることから、日本放送協会が番組提供を行うことは、移動体向けデジタル放送サービスの普及・発達、ひいては我が国の放送及び受信の進歩・発達に資するということから、本件の申請については、放送法第9条第2項第6号に定める放送及び受信の進歩発

達に特に必要な業務に該当すると考えられ、所要の審査の結果、適正であると認められたものである。

イ 主な質疑応答

- ・ 業務の収支として計上されている収入と支出の差額は日本放送協会への放送権料と記載されているが、放送権料は日本放送協会が結局支払うものと考えたと支出に含まれるのではないかと、との質問に対し、放送権料は日本放送協会が番組販売の際に、著作権処理の関係で金額が確定しない変動要素を含めるため、4%程度実費に上乗せしているものである、との回答があった。
- ・ モバイル放送株式会社が放映している番組は全て日本放送協会から提供される番組なのか、との質問に対し、日本放送協会から提供される番組の他にCSのアニメ番組等の提供を受け、サービス提供を行っている。本件諮問の日本放送協会が番組を提供する業務については電波監理審議会に諮った上で認可となっているが、その他の番組提供については民間同士の契約に基づいて行われている、との回答があった。

(8) BSアナログ放送に係る委託放送業務の認定について

(諮問第33号)

本件は、諮問第34号と関連する事案であったため、諮問第34号と一括して総務省の説明があった。

(9) 日本放送協会所属放送局の廃止の認可について

(諮問第34号)

本件は、諮問第33号と関連する事案であったため、諮問第33号と一括して次のとおり総務省の説明及び質疑応答があり、審議の結果、適当である旨答申した。

ア 総務省の説明

現在のBSアナログ放送においては、NHKのBS1、BS2及びBSハイビジョン並びにWOWOWの4番組が提供されているところであるが、そのうちのBSハイビジョン放送については、電波監理審議会が平成11年6月11日に答申いただいた放送普及基本計画において遅くとも平成19年11月30日までに終了することとされている。これを受け、日本放送協会からBSハイビジョン放送について放送法第43条の規定に基づく放送衛星局の廃止の認可申請があった。

本件申請については、放送普及基本計画等に既に定められているところであるため、特段の支障なしと認められた。

なお、BSハイビジョン放送終了後は日本BS放送株式会社、株式会社スター・チャンネル

ル及びワールド・ハイビジョン株式会社の3番組が参入の予定となっている。

また、BSハイビジョン放送以外の3番組については、現在ハード・ソフト一体として放送衛星局の免許を取得しているが、現在使用している衛星の設計寿命が本年となっており、本年8月に後継機が打ち上げられた。そこでこの移行時期をとらえ、現在のハード・ソフト一体型からハード・ソフト分離型の受委託放送制度へ移行することに係る委託放送業務の認定申請及び放送衛星局の廃止の認可申請があったものである。

本件申請について、委託放送業務の認定については放送法第9条の4第1項及び52条の13第1項並びに放送関係審査基準に基づき審査した結果、いずれも適当と認められた。

また、放送衛星局の廃止については、放送普及基本計画に既に定められているところであるため、特段の支障なしと認められた。

イ 主な質疑応答

- ・ ハード・ソフト一体型から委託放送業務への変更することによって変えることは何か、との質問について、後継機として打ち上げられた衛星については、デジタル放送も一部使用することになっているが、デジタル放送の場合は既にハード・ソフト分離型の受委託放送になっている。現在のBSアナログ放送の部分がハード・ソフト一体型のままであると無線設備、中継機を利用する負担の公平性が図れないため、同じ衛星の中は揃えるべきと考えられる、との回答があった。

(10) World Independent Networks Japan株式会社の委託放送業務の認定の取消しについて (諮問第35号)

World Independent Networks Japan株式会社の委託放送業務の認定の取消しについて、次のとおり総務省より説明及び質疑応答があった。

なお、本件については、放送法第53条の11第1項により意見の聴取が義務付けられており、意見の聴取の手続を主宰する審理官として西本修一を指名した。

ア 総務省の説明

World Independent Networks Japan株式会社は、BSアナログ放送において平成15年10月に総務大臣から委託放送業務の認定を受け、音楽等の番組を放送していたが、平成18年11月1日より現在に至るまで放送業務を停止しているところである。休止届に記載されている理由は平成18年11月から平成19年4月までの休止届では、システムのメンテナンスのため、平成19年5月からの休止届では、経営権の取得の判断と認定を司法機関に委ねており、その判断の結果と認定を待ったためとなっている。しかしながら、実質的な休止理由は、委託放送業務を維持するに足りる資金が不足していることにあり、World Independent Networks Japan株式会社に対して再

三早期の放送業務再開を要請し、再開までの具体的なスケジュールの提示を求めてきたが、回答がない状況にある。

それらを踏まえ、委託放送業務については、放送法第52条の24第2項において、正当な理由なく6ヶ月間引き続いて委託放送業務を休止した場合は、認定を取消すことができることされているため、World Independent Networks Japan株式会社の業務休止理由について正当な理由がないこと、また休止期間が現在までにおいて10ヶ月間に及ぶことをもって、委託放送業務の認定を取り消すこととしたい。

イ 主な質疑応答

- ・ 委託放送業務の認定をする際に、財政的基礎及び将来の見通しについて予想できなかったのか、との質問に対し、認定の際のマーケティング調査結果等から適切さが認められるため、電波監理審議会の諮問・答申を経て、認定を行ったとの回答があった。

(11) その他

総務省より2.5GHz帯の周波数を使用する特定基地局の開設計画認定に係るスケジュールについて報告があり、以下のとおり質疑応答があった。

申請者からヒアリングできる場を設けて欲しい、との要望に対し、総務省から、その方向で検討したい、との回答があった。

また、平成18年度一般放送事業者の収支状況についても報告があった。

(文責：電波監理審議会事務局)